

第2予算審査特別委員会（第3日目）

H26.3.17（月）10：00～

第一委員会室

開 会 10：00

委員動静報告

委員長

ただいまの出席委員数は9名でございます。

これより本日の会議を開きます。

委員長

議案第2号 平成26年度滝川市国民健康保険特別会計予算

それでは、ただいまから議案第2号 平成26年度滝川市国民健康保険特別会計予算についての説明を求めます。

伊藤参事

（議案第2号を説明する。）

榎木課長

（議案第2号の詳細を説明する。）

委員長

説明が終わりました。

窪之内

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

それでは、よろしく願いいたします。

1番目ですが、182、183ページ、保険税に関してです。新年度の調定額の算定を見ますと、限度額は23年かな、値上げされずにきていてよかったなと思っていたのですが、実は限度額の改正があるということが何かの機会に示されたので、限度額の改正の内容と、同時に軽減措置の拡大があるということだったので、その内容についてお伺いするとともに、このほかにも新年度で制度改正が予想されているものがあれば、お伺いしたい。また、その限度額と軽減の関係で影響を受ける世帯数についても改めてお伺いしたいと思うのと、限度額と軽減措置の拡大のほかに税率改正は予定されていないのだと思うのですが、税率改正も検討していくということを考えているのかお伺いしたいと思います。

次ですが、参考資料の20ページから22ページの調定額の内訳にある世帯数、被保険者数というのは前のページの数字とは違っているんで、どこかを基点とした数字を使っているのだと思うので、この調定額の内訳の世帯数や被保険者数はいつの時点を基準とした数字を使っているのかお伺いしたいと思います。今後の加入世帯数と被保険者数については先ほど課長のほうから、年々減少してきているので、今後についても年々減少していく方向だと捉えていいのか。そういった中で、軽減世帯数の動向については、軽減世帯の改正があるので、どのように、ふえていくのかなと思うのですが、今後の動向についてお伺いしたいと思います。

それと、新しい軽減世帯の数字というのはまだ出ないのかもしれないのですが、加入世帯数に占める軽減世帯数の道内各市との比較で、滝川の低所得者層が道内の各市と比較してどれだけいるのかということ把握するということでの比較です。お願いいたします。

次、滞納繰り越し分についてですが、滞納繰り越し分の合計は約2億6,800万円で、調定額の約30パーセントという大きな滞納繰り越しがあるわけですが、滞納総額と調定に占める滞納額の比率は道内各市と比較してどういう状況にあるのか、比較可能年度でということでお伺いしたいと思います。そういう中で予定される不納欠損金額と予算計上は幾ら不納欠損金額として予算計上されているのか、予算書を見ただけではわからなかったんで、お伺いしたいと思

います。

次ですが、短期保険証及び資格証明書交付世帯数、そのうち納付相談にも応ぜず、特別対策が必要と位置づけられている世帯数とその納付に向けた対応についてお伺いしたいと思います。

次、214、215ページ、8款1項1目特定健康診査等事業費で、平成25年度から無料で診断を受けられるようにしましたが、その効果を踏まえての数字なのか、受診目標率は30パーセントということで報告があったのですが、どうも予算との対比で見ると効果があつた数字なのかどうか分からないのです。30パーセントというのは今年度の受診の予想から見てパーセントとして挙げた目標なのかどうかについてお伺いしたいと思います。

次、214、215ページ、8款2項1目保健衛生及び疾病予防費の中での説明欄、健康なまちづくり推進事業ということで計上されている事業、計画されている主な事業についてお伺いしたいと思います。

1人当たりの医療費の額は決算では順位が示されていて、本市では全道でも高い水準で推移していると思うのですが、特に退職被保険者の費用額が上位にあると思っているのですが、疾病予防との関係で医療費を下げるための事業計画がなされているのかどうかをお伺いしたいと思います。

寺嶋副主幹

私から窪之内委員の質疑にお答えいたしたいと思います。

まず、1点目の限度額の改正を含め、新年度に予想されている制度改正はというご質疑ですが、新年度に予想されている制度改正としては、4月に保険税軽減の拡充、課税限度額の引き上げ及び新たに70歳に到達する方の一部負担金の見直しがあり、来年1月には高額療養費の自己負担額の見直しがあります。改正の内容なのですが、まず賦課限度額のほうなのですが、後期高齢者支援金等分の課税限度額を14万円から16万円に改定します。それと、介護納付金分の課税限度額を12万円から14万円に改定します。課税限度額引き上げによる影響世帯数と影響額の見込みですけれども、影響世帯数は187世帯、影響額総額は540万4,000円と見込んでおります。

続きまして、低所得者に対する保険料軽減の対象世帯の拡大ということで、2割軽減の拡大、軽減対象となる所得基準額を引き上げます。5割軽減の拡大につきましては、現在2人世帯以上が対象ですけれども、単身世帯についても対象とすることとしまして、軽減対象となる所得基準額を引き上げるというものです。軽減拡大による影響世帯数と影響額の見込みですけれども、影響世帯数は963世帯、影響額総額は2,190万円となっております。今のところは、税率の改正については検討しておりません。

続きまして、2点目の参考資料20から22ページの調定額内訳の世帯数、被保険者数はいつの時点を基準としているのか、また今後の加入世帯数と被保険者数及び軽減世帯数の動向についてということのご質疑ですけれども、請求額の内訳にある世帯数、被保険者数は平成24年5月末から平成25年10月末時点の数に平成23年度からの世帯数、被保険者数の推移を参考にし、予想したものです。また、今後の加入世帯数、被保険者数及び軽減世帯数については、現在も減少傾向にあります、引き続き減少していくものと予想しております。

3点目の加入世帯数に占める軽減世帯数の道内各市との比較というご質疑ですが、平成25年度の一般世帯の医療及び後期に関する数字しかありませんけれども、一般加入世帯数に占める軽減世帯の割合は58.3パーセントとなっております。

す。これは、道内35市中14番目に多い割合となっております。

続きまして、4点目の滞納総額及び調定に占める滞納額の道内各市との比較と
のご質疑ですが、調定額に占める滞納繰り越し分の額については平成24年度決
算時点での数字しかありませんけれども、調定額8億4,921万8,388円に対し、
滞納繰り越し分は1億9,578万8,288円となっております。この数字は道内35
市中20番目に多い割合となっております。予定される不納欠損金額と予算計上
につきましては、平成26年度予算積算時におきまして平成24年度不納欠損額と
同程度の不納欠損額を見込んでおりまして、額にしますと2,600万円程度となり
ます。

5点目の短期被保険者証及び資格証明書交付世帯数、そのうち納付相談にも応
ぜず、特別対策が必要と位置づけられている世帯数とその対応というご質疑で
すが、平成26年3月12日現在で短期証交付世帯は412世帯、資格証明書交付世帯
は47世帯となっています。そのうち納付相談にも応ぜず、特別な対策が必要と
位置づけられているのは短期証の更新に來なかつた168世帯と資格証明書交付世
帯の47世帯の合計215世帯となります。

越前副主幹

特別対策世帯215世帯についてなのですが、国保担当と連携いたしまして、夜間
訪問、夜間納税相談窓口等を開設しているのですが、その納付相談の機会を設
けたにもかかわらず、一切相談に応じない、一切連絡がないという方々に対し
ては差し押さえ可能な財産が判明した場合には滞納処分等を行う場合がございます。

寺嶋副主幹

引き続きまして、特定健康診査事業費につきましてお答えいたします。今年度
からの無料化の効果を踏まえての新年度の受診目標率についてのご質疑ですが、
特定健診につきましては受診しやすい環境の整備ということで、平成25年度か
ら受診者負担金を無料化したところです。この結果、25年度は何とか目標の25
パーセントを達成できそうな状況にあります。今後も未受診者対策などに力を
入れ、26年度は27パーセントを目標に取り組んでいきたいと考えております。
続きまして、健康なまちづくり推進事業で計画されている主な事業について
のご質疑ですが、健康なまちづくり推進事業に要する経費では、基本健診、がん
検診、医療費通知、65歳から74歳のインフルエンザ予防接種の助成を行ってい
るほか、健康への関心を高めてもらおうと市民健康まつりも計画しております。
続きまして、1人当たりの医療費の額について、全道でも高い水準で推移して
いる。特に退職被保険者の費用額が上位にあることで、医療費を下げるための
事業計画はとのご質疑ですが、1人当たり医療費は全道平均に対しまして平成
21年度は全体で8.8パーセント高かったものが平成24年度には5.6パーセントに
下がりました。また、一般分は8.1パーセントから5.8パーセントに、退職分は
15.4パーセントから2.1パーセントに下がって平均に近づいていますけれども、
全道平均よりは高い状態にあります。そこで、事業計画としましては、医療費
通知、ジェネリックの差額通知、重複受診者、頻回受診者などの訪問指導によ
る医療費適正化、特定健診の受診率向上とその後の保健指導等での重症化予防
に努めてまいりたいと考えております。

窪之内

1点目の件なのですが、影響額ということで、限度額が上がって187世帯
の人たちで歳入としてふえるのが540万円だと思うのですが、反対に軽減での
2,190万円というのは下がる、被保険者が安くなるということなので、差額とし
ては1,500万円程度なので、これは収支に影響はないと受けとめていいのかお伺

いしたいと思っているのと、2割と5割だけで、7割軽減は何も変更がなかったということなのですけれども、所得の基準の引き上げということで2割軽減も5割軽減も基準が引き上がったというのですけれども、どの程度の基準の引き上げがあったのか。963世帯なので、その中に単身もいるのかもしれないのですけれども、それなりの所得の引き上げでも可能になったのかなということでお伺いしたいと思います。

それと、調定額の算定の基礎なのですが、基礎の数字は聞いたのですけれども、心配したのは実際の数よりも多い数字で算定しているのかと思って、これが平成24年度5月末から25年度4月末かな、それと23年度までの推移を計算してと言ったのだと思うのですけれども、そうした中で計算していった調定額を大きく見てしまうと後の収支で大変になるのかなと思ったのですが、これは大丈夫だと捉えていいのかどうかをお伺いいたします。

あとは、加入世帯に占める軽減世帯数の比較ですが、35市中14位ということはそれなりに、半分よりは上ですので、高いほうだと思うのですが、ただ58.3パーセントというのは、順位だけ見ると高いほうなのですが、パーセントで58パーセントぐらいがたくさんいるということなのか、少ないところでいえば30パーセントぐらいなのか、その辺は多いと見ていいのかどうか、平均値なのかどうか、もしかすると、14位から20位ぐらいまでは同じようなパーセントで推移しているのであれば、大体平均と捉えていいのかなと思っているのですけれども、その辺どんなふうに捉えたらいいのかということをお伺いしたいと思います。

次ですが、短期保険証と資格証明書の関係なのですが、更新に来なかった世帯が168世帯あるということで、これは412世帯のうちの168世帯というのは多いなと思ったのですが、保険証がないと医療機関にも行けないということで、滞納対策と一緒に保険証をきちんと世帯に交付するということを考えると、やっぱり放っておけないのではないかなと思うのですけれども、こうした168世帯が例年から見ると、半年過ぎると結構ちゃんと更新に来て保険証が渡るという状況になるのか、その辺の状況についてお伺いしたいと思います。

あと、特定健診、説明があったとき受診目標率30パーセントと説明したと思うのですけれども、答弁では27パーセントを目指したいということだったので、これは目指すのは27パーセントだけれども、予算は30パーセント計上したということなのか、その違いについてお伺いしたいと思います。

榎木課長

まず、限度額と軽減の関係でございますけれども、こちらのほうは地方税法等がまだ成立してございません。3月末に成立の見込みということでございまして、その提案されている中身でのご回答となります。まず、お金の流れというところでございますけれども、課税限度額引き上げにつきましては当然税自体が増収となります。軽減については、2,190万円が軽減、要するに税金が安くなります。調定の収納額が減ります。ただ、その分につきましては一般会計から繰り入れという形になりまして、そちらのほうは道と市のほうで支払っていただくというような形になってございます。

2割、7割軽減の基準、引き上げの内容でございますけれども、2割軽減につきましては1人当たり35万円掛ける人数となっているところでございまして、その部分が35万円が45万円に引き上がるということでありまして、5割軽減につきましては、今まで1人世帯というのは5割軽減の対象にならないとなって

いまして、被保険者数引く本人ということでゼロ人ということ。今回本人というのがなくなりまして、被保険者数、要するに1人でも軽減になるということでございます。

石原主査

まず、軽減制度によって所得が上がったものというのはどの程度かというご質問なのですが、2割軽減につきましては、現行は基準額としまして33万円プラス35万円掛ける被保険者数となっております。それが今後の見込みとしましては、33万円プラス先ほどの35万円が45万円掛ける被保険者数と改正になる見込みでございます。次に、5割軽減につきましては、現在は2人世帯以上が対象になっておりますが、この基準額としましては33万円プラス24万5,000円掛ける被保険者数マイナス世帯主となっております。こちらが改正後の見込みにつきましては、基準額が33万円プラス24万5,000円掛ける被保険者数となっております。マイナス世帯主というものがなくなっております。そのため、現行では単身世帯につきましては対象となりませんが、単身世帯も対象になる形となります。

所得割の算定額に対する所得の基準につきまして実際より多いのではないかとというご質問についてですが、こちらにつきましては最新としましては国の調整交付金の調査の中に基準総所得調査というものがあります。こちらも前年度の分と同じ時点、直近で比較しておりますが、こちらについても若干の増となっております。今後につきましても、この所得が大幅に落ちる要素が現行ではないと見ておりますので、現行の算定基準でも問題ないと判断しております。

寺嶋副主幹

短期証の更新についてですけれども、短期証更新に來なかつた世帯なのですが、証の有効期限が切れる1週間前までに各自手元に届くような形で郵送させていただいております。

続きまして、特定健診の受診率の関係ですけれども、先ほど窪之内委員が言われましたように予算上の目標はあくまでも30パーセントで、実際の目標として27パーセントをことは掲げているということです。

石原主査

先ほどの軽減世帯の道内での割合につきまして、滝川市については58.3パーセントと全道14位ということでしたが、こちらの全道平均としましては57.2パーセントとなっております。58パーセントという数字ですけれども、一番低いところは44.7パーセントとなっております。50パーセント台、こちらが全体の中ではかなり多いような形になっております。

委員 長
坂 井

ほかに質疑ございますか。

182、183ページです。先ほど説明の中で収納率全般に関することなのですが、平成25年度予算と変化がないという説明がありました。その変化がないとした理由について伺います。また、具体的な未納対策、収納対策について伺いたいのと、もし法的に法にのっとらない部分で何かやっていることがあれば、それについて伺います。

それと、215ページ、健康なまちづくり推進事業に要する経費で、先ほど健康まつりを開催するという説明があったのですが、その場所についてことしどこでやるかということをお伺いします。

寺嶋副主幹

まず、収納率の関係、こちらにつきましては24年度の決算における収納率が92.86パーセントということと、あと平成25年度の執行状況から予測し、算出したものであります。

続きまして、健康まつりですけれども、ことし高林デパートから三番館が抜け

られまして、新たに会場をどちらでやるかということ、同じ規模でやるのか、それとも縮小した規模でやるのか、その辺も含めて今場所を探しているところでもあります。

越前副主幹

まず、法にのっとった収納対策ということになりますと、督促状の送付、それから催告状です。あと滞納処分という形になりますが、その中で、先ほども申し上げましたが、夜間訪問ですとか夜間相談窓口の開設等を行いまして収納対策というものを国保担当と連携して行っております。

坂 井

それでは、収納率について再質させていただきますが、195ページで1款2項1目保険税賦課事務に要する経費というところの説明で、先ほどコンビニ収納を来年度から始めるということの説明がありましたが、それについてはどういった目的で始めるのかということをお伺いします。

越前副主幹

コンビニ収納の目的ですけれども、市民の利便性を第一に考えて実施したいと考えております。収納機会の増大ということを考えております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

大 谷

特定健診について、去年25パーセント、本年度27パーセントということなのですが、その対象者についてですけれども、それぞれ個人で人間ドックを利用しているだとか、例えば施設や病院に入院しているだとか、そういった人たちはどういうカウントになってこのパーセントが計算されているのかということが1点。

それから、もう一点としては、未納対策についていろいろと出ておりましたけれども、いろいろやって差し押さえ、滞納処分までいくのだけれども、資格証が切れたとしても、督促をいろんな方法でしたけれども、支払いもしない、滞納のままだけれども、期間が切れる1週間前に届くということであれば、また次年度には納めないままこれが利用できるという状況なのかお伺いします。

寺嶋副主幹

特定健診の関係ですけれども、特定健診の場合、施設入所されている方については除外してパーセントを出しております。人間ドックについては、データをいただいて、受診率のほうに入っております。

越前副主幹

資格証の関係のご質疑ですが、資格証対象者が滞納を継続したとしても資格証をそのまま使えるのかということでしょうか。

(何事か言う声あり)

越前副主幹

短期証のままずっと継続というわけではございません。滞納状況によって、短期証の方が資格証という形になる場合もございます。

金子主査

今ほどの大谷委員のご質疑は、有効期限が切れる前に短期証が結果的に被保険者のもとに届くのではないかというご質疑だったように思います。お手元に1週間前までには必ずお送りをする。これは、未納対策として短期証の交付をしているというよりも、納税者との接触を目的としているものですから、資格自体はずっと国民健康保険の被保険者としての資格をお持ちなものですから、これは確実に資格者のもとに証をお送りするというような対応をとっているところでございます。

大 谷

どうもよくわからないのだけれども、そういう人たちが健康保険の関係で短期証、そういうのを持っていて、納付に全然応じないような人たちがいると、そういう場合に実際に子供なりが病気になったときだとか、また何もないけれども、病院に行っても診ていただけると、そういう状況にはなっているのですね。非常に難しい問題なのですから。

寺嶋副主幹 そういった形で資格証になられている方でも、こういった状況で病気なので、かかりたいという場合は申し出ていただければ、期間は短いのですけれども、短期証という形でお出しして、それで病院にかかっているという形であります。高校生以下の子供たちについては、6カ月有効の短期証という形でお送りしています。

大 谷 それでは、短期証を出してもらって病気の治療をしてもらおうと、しかしそれがまた積み重なって未納になっていくというケースもあり得るということではないのですか、当然ありえるのですか。それらについての対応をお伺いします。

越前副主幹 収納対策、納税担当のほうからの対策なのですけれども、先ほど申し上げたように差し押さえ等の処分も当然ございますが、そういった徴収の努力をしたにもかかわらず、ご家庭の状況によってどうしても徴収に至らないと判断した場合につきましては滞納処分の執行を停止すると、処分停止という形になっております。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

渡 辺 それでは、国保税、市民にとっては苛酷税なのですが、所得の1割を超える国保税を納めている、その課税状況をちょっとお尋ねしたいと思います。60万円を超えて課税されている世帯数でございます。課税最高額とその世帯数。課税平均の税額と全世帯数、26年度はどのように見ているかということでのこれをお伺いします。

2点目ですが、181ページです。歳出の合計は53億円ほどということで、その中での2の保険給付費が37億円いかほどかなのですが、市民は高い国保税を納めても、結局は病気になったら国保の給付をもらわなければいけないというようなことで思っているわけでありまして。したがって、割り返してみれば70パーセント程度の給付率になるわけです。さらにまた、医療費のほうは2割、3割負担の方々が多くて、結局は経費のロスが大変多いのではないかとというようなことでもって、こここのところの答えをいただければと思います。

3点目でございますが、180ページの前期高齢者の交付金なのですが、本年度は前年度と比較して1億2,200万円程度の減です。人数が減ったという、それはそうかもしれませんが、この交付金の流れです。どのようにずっと流れていっているのかということで、前期高齢者が納めたもの、その交付金の流れ、これを説明していただければと思います。

4点目ですが、182、183ページです。説明のところの欄ですが、一般被保険者国民健康保険税の1、2、3ですか、現年課税分においてどれも収入見込み額が93パーセント、ぴったりにしている。この根拠をご説明いただければと思います。

5点目、197ページで、先ほどからいろいろと滞納とかがありましたけれども、説明欄に収納向上のための特別対策事業、だんだんこの経費も上がって、いよいよ1,000万円を超えたわけでありまして。それで、先ほどからもありましたとおり、費用対効果です。特別事業で行って、93パーセントの収納率のうち何パーセントぐらい特別事業で稼いでいるのかということでの答えをお願いしたいと思います。

石原主査 1点目のご質疑につきまして、平成25年度当初賦課時点のデータが手元にあるのですけれども、まず年に60万円を超えて課税されていた世帯数につきまして233世帯となっております。次に、課税最高額、25年度は77万円でありましたが、

その課税であった世帯数は115世帯ありました。次に、市民の課税平均額、こちらにつきましては年間13万円ということになっております。また、最後の平成26年度の課税世帯数の見込みということなのですが、こちらはトータルで7,406世帯と予想しております。

寺嶋副主幹

2点目、保険給付費の37億円は給付率が70パーセント程度で経費のロスが大きいのではないかと、ほかの款の節約項目はないのかとのご質疑ですが、平成26年度の医療費のうち、滝川市国保が負担する分の見込み額が約37億円になったということでありまして、給付率が70パーセントということではございません。既に節約している状況にはありますけれども、今後も削れる部分は削るという姿勢で国保を運営していきたいと考えておりますので、ご理解ください。

3点目、前期高齢者交付金について前年度と比べ1億2,200万円減になっている理由と交付金の流れについてのご質疑ですが、前期高齢者交付金は毎年前々年度の精算分が発生しますが、平成26年度においてはこの精算分1億6,788万7,000円が影響しまして、結果として前年度を下回ると予想しました。また、この制度は、65歳から74歳までの前期高齢者の加入率が全国平均を上回ると交付金が交付される仕組みとなっております。

4点目、国民健康保険税の現年課税分について収納率を93パーセントとする根拠はとのご質疑ですが、これは平成24年度の決算における収納率92.86パーセントと平成25年度の執行状況から予測し、算出したものです。

5点目、収納率向上特別対策事業に要する経費について、1,000万円の費用対効果は93パーセントの収納率の何パーセントくらいを徴収しているのかとのご質疑ですが、収納率向上特別対策事業に要する経費の主な内訳としましては、嘱託徴収員2名の人件費で約420万円、嘱託職員1名と臨時職員1名に係る人件費で約190万円、短期証、催告書などの郵送料や携帯電話料金等で約90万円となっております。前年度よりふえていますのは、平成26年度から実施する市税のコンビニ収納の国保税負担分を計上したためです。24年度実績では嘱託徴収員2名で817万362円を徴収しておりまして、これは国民健康保険税の徴収金額の80パーセントに相当する額でありますことから、その効果は高いと考えております。ご質疑の93パーセントは現年の収納率で、嘱託徴収員は現年分と滞納繰り越し分を徴収しているため、一概に何パーセントとは申し上げることはできません。なお、徴収に係る経費の約4割については、北海道からの補助金が交付されております。

渡 辺

最後のところの5点目のコンビニの経費、その国保分、これはどれくらい予定しているのか伺います。

石原主査
委員 長
井 上

コンビニエンスストア納付の手数料としまして79万円ほど見込んでおります。ほかに質疑ございますか。

よくわからないのだけれども、高額医療費というのだけれども、先ほどの説明で80万円以上と、それから30万円から80万円ということで、件数もさっき何か言ったようなのだけれども、もう一回言ってほしいのだけれども、それとこの件数というのは公的病院とそれ以外とどういような割合になっているのかお願いします。

それと、先ほど窪之内委員から限度額の質疑があったのだけれども、先ほどの影響額が187戸で540万円ということで、限度額が高いほうの人の話だと思うのだけれども、それを割り返したら3万円ぐらいになるのだけれども、限度額の

引き上げというのをもう一回言ってください。

それと、例えば事例でいうと70歳の人が実際介護保険だとか、そういうところに該当するというようなこと、具体的にそのぐらいの例をとって保険料を言っていたきたい。

それと、もう一つは、先ほどの窪之内委員の質疑でいうと、限度額はここ数年値上げされていないということがあるのだけれども、これはどういう状態になったら、基本的なというか、初歩的な質疑になるけれども、どういうふうになったら上げる状況になるのか、そここのところも1点お願いします。

寺嶋副主幹

私から共同事業拠出金、共同事業の仕組みについてのお話をさせていただきます。

歳出につきましては、高額医療費の実績から出すことになりまして、前々年度とその直前2年間の計3年間の全道医療費の実績と滝川市の医療費の実績の率で案分し、その年に必要と思われる拠出金に掛けたものが滝川市の拠出金となります。保険財政安定化のほうも同じ中身なのですけれども、半分は同じように医療費の案分で、もう半分は一般被保険者数の案分となります。歳入につきましては、その年の実際にかかった医療費の実績で受けることとなります。高額医療費共同事業交付金は、1件80万円を超えたもので超えた額の合計額の100分の59が交付され、保険財政共同安定化事業交付金は1件30万円を超えるものとし、そのうち8万円を超えて80万円までの部分の合算額の100分の59が交付されることとなります。

(何事か言う声あり)

寺嶋副主幹

件数については、今手元に資料ありませんので、わかりません。申しわけありません。

石原主査

こちらのご質疑の高額医療費共同事業、あと保険財政共同安定化事業のレセプトの関係ですけれども、こちらについては計算式というのが定まっています、道内の全市町村のこういう対象のレセプトの医療費とかから何年か分で割り返されてきますので、単一に滝川の分という形では算出されてこないものとなっております。今手元にはその資料についてはありません。ご理解をお願いします。

榎木課長

共同事業の補足なのですけれども、高額療養費の共同事業という制度は、都道府県単位であるとか国単位であるとか、そういったところの共同事業でありまして、病院にかかったときの高額療養費、こちらのほうの件数については参考資料の24ページ2段目、高額療養費という欄がありまして、そちらの左側のほうに件数と書いてございます。こちらは21年からの件数が載ってございます。限度額引き上げのタイミングということでございますけれども、先ほど窪之内委員が言いましたように平成24年、25年、これについては国のほうの地方税法の施行令の改正がございましたので、引き上げしているところはどこもありません。限度額について、今回ですけれども、今月の3月末ごろに地方税法等の改正が予定されていまして、それが通りましたら引き上げするのか、しないのかという市町村の判断となつてございます。それで、毎年というか、条例改正とかそういった形で行っているということと、あと国のほうの考えでございますけれども、2年間あきましたけれども、協会けんぽ、今限度額、最高限度が115万円になってございます。そこまで引き上げるという考えを持っているようでございまして、現在国のほうではその引き上げに関するルールづくりと

石原主査

井 上

委員長

石原主査

井 上

石原主査

委員長

井 上

委員長

副委員長

寺嶋副主幹

委員長

渡 邊

大変厳しい国保の会計予算だと思うのですがけれども、どこの会計も同じだと思うのですが、消費税が5から8にアップになる。この影響というのは、

国保の会計の中で恐らく影響があるのは保健事業費の関係かなと思うのですが、わかる範囲で結構ですけれども、影響額がこれぐらいになったというのがあればお願いしたいと思います。また、消費税アップによる保険者に対する軽減の措置の仕方として現時点で、現行でもやっていると思いますけれども、新たな軽減的な対策というか、そういうものがもし考えをお持ちであれば、お聞きしたいと思います。

石原主査 消費税につきましては、約80万円前後を予定して、8パーセントの影響があると考えております。

軽減の対象につきましては、引き続き現行どおりで考えております。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長 ないようですので、質疑の留保なしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長 それでは、以上をもちまして議案第2号の質疑を終結いたします。
入れかえのため暫時休憩いたします。

休 憩 11:39

再 開 11:41

委 員 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第5号 平成26年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

委 員 長 議案第5号についてでございますが、説明と質疑まで受けて午前中は終了し、午後から答弁をいただく形としたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長 それでは、議案第5号 平成26年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算についての説明を求めます。

伊藤参事 (議案第5号を説明する。)

委 員 長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

窪之内 新年度の制度改正についてはかなり詳しく説明されたので、軽減基準の拡大のところだけお伺いしたいのと、税率その他、均等割額も違うので、被保険者への通知は広域がやるのか、市がやるのか、市がやるとしたらいつ、こういった形でお知らせするようになるのかについてお伺いしたいと思います。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

渡 辺 先ほど保険料率等がありましたから、その中で保険料の最も多い段階の収入とその保険料と人数、この3つをお願いします。それが1点目です。

2点目でございますが、後期高齢者が支払った保険料がこの流れ、役所とか広域連合とか医療機関とか、それで本人と、こんな関係をシミュレーションみたいなものでお願いします。

3点目です。批判の多い後期高齢者保険が国保に組み込まれたとき、高齢者保険料の流れはどのように、これも変化が予想されるのかということで、お伺いします。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、時間がありますので、午前中に答弁を求めるということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長
石黒主査

それでは、窪之内委員の質疑に対する答弁を求めます。

1点目、新年度は保険料改定によりまして軽減基準が拡大となっておりますが、主要内容でございますが、これまでの2割軽減、それから5割軽減、これについての対象者が拡大となっております。例を申しますと、2割軽減につきましてはこれまで対象となっておりますでした収入の基準でございますけれども、これが引き上げになりまして、今回203万1円から213万円までに該当する方につきましては新しい改定によりまして2割軽減の対象となっております。これにつきましては、単身世帯を例に今挙げております。また、夫婦の世帯につきましては、同じように2割軽減の拡大範囲でございますが、238万1円から258万円までの方が拡大となっております。また、5割軽減の拡大でございますが、拡大によりまして一部の方につきましてはこれまで2割軽減であった方が基準収入額の引き上げによりまして5割軽減に該当するように改定となっております。例を申し上げますと、単身世帯の方につきましては168万1円から192万5,000円の方、それから夫婦等の複数世帯、被保険者が複数いらっしゃる方につきましては192万5,001円から217万円となっております。なお、5割軽減につきましては、改定前までは夫婦ともに被保険者という世帯に限られておりましたけれども、今回の改正によりまして単身世帯の方も該当と拡大をされております。続きまして、2点目、保険料改定等に係る通知でございますけれども、26年度からの保険料でございますので、本市の場合当初の保険料の確定賦課が6月と決まっておりますので、6月の26年度の保険料通知の際にその改定率等を明記して、それぞれ納付書、ご案内を郵送するという流れになっております。

委員長
榎木課長

それでは、引き続き渡辺精郎委員の質疑に対する答弁を求めます。

それでは、まず保険料でございますが、最高限度額、今回26年度の改定によりまして今までの限度額の55万円から57万円へと2万円引き上げとなっております。これについては、所得で申しますと約526万円を超える方がこの57万円の上限度額に達する見込みとなっております。なお、新年度の該当人数につきましてはまだ押さえておりませんが、平成25年5月末現在、まだ改定前ですので限度額は55万円でございますけれども、これらの対象人数が41人となっております。それから、次に2点目、保険料の流れでございますけれども、保険料におきましては賦課計算につきましては北海道の広域連合の札幌の本部で賦課計算をしておりますが、徴収につきましては各被保険者の住民登録のある市町村で徴収をすることになっておりまして、滝川市の後期高齢者の保険料につきましては滝川市において徴収を行いまして、定期的に広域連合のほうと収入の確認を行いながら、札幌の広域連合に納付する仕組みとなっております。後期の制度から国保に組み込まれたときの変化はということでございますけれども、大変申しわけございませんけれども、どのような形でというか、想定がちょっとできませんので、お答えのほうはできません。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上をもちまして議案第5号の質疑は終結いたします。

本日まで3日間質疑を行ってまいりましたが、総括質疑への留保は、滝川市土

地区画整理事業特別会計予算設置の理由及び意義についての1件ということで確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと確認いたしました。

それでは、これより休憩に入ります。

休 憩 12:00

再 開 13:29

委員長

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

総括質疑

委員長

これより市長に対する総括質疑を行います。審査の過程の中で特に留保された事項に限りますので、ご承知おき願います。

渡 辺

それでは、滝川市土地地区画整理事業特別会計を設置するということでの質疑を1つ留保いたしましたので、市長答弁をよろしくお願いいたします。

特別会計を設置する理由というようなことでお聞きいたしました。担当としては法律に基づいてというようなこととございます。確かにそうでしょうが、市長としてさらに詳しく、一般会計では都合が悪い、こういうことで特別会計にしたいのだというようなご説明をぜひよろしくお願いいたします。

市 長

それでは、渡辺精郎委員のご質疑にお答えさせていただきたいと思いますが、なぜ一般会計ではだめなのかということとございますけれども、市施行の土地地区画整理事業の中で施行地区内の地権者の皆さんから減歩によって保留地を設け、その処分による特定の歳入をもって歳出に充てるということでございます。地方自治法第209条第2項によって、これは特別会計を設置し、事業に対する透明性を高めるということとございます。そのための特別会計ということとございます。今回西2号通の街路につきましては、土地地区画整理事業の中において街路整備を行うということで、法律にのっとって特別会計を設置しなければいけないということとございますので、そのための条例をお願いしているわけとございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

委員長

以上をもちまして市長に対する総括質疑を終了し、全ての質疑を終結いたします。

討論

委員長

これより討論に入ります。

討論の順序につきましては、初日に決定しておりますとおり、市民クラブ、新政会、公明党、渡辺精郎委員の順となっております。

最初に、市民クラブ、大谷委員。

大 谷

それでは、26年度第2予算審査特別委員会の討論をいたします。市民クラブを代表いたしまして、第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第8号まで並びに関連議案8件の全てを可とする立場で討論いたします。

アベノミクスによる経済効果がなかなか地方まで浸透しない中で、消費税増税による負担や電気料等の高騰により一層厳しい財政状況の中で予算編成に当たられました市理事者、担当部局の皆様に敬意を表しますとともに、健全財政の維持や総合計画に向けた予算編成に取り組まれましたことに感謝いたします。以下、若干の意見を付して討論といたします。

1、国民健康保険特別会計、高齢化率の上昇、医療費の増大、生活保護基準の引き下げによる医療扶助停止など、滞納者の増加が予測されます。特定健診や

高齢者の予防医療に力を入れた取り組みが重要です。収納率の向上に努められることはもちろんですが、保険証が交付されないことにより医療を受けられないことのないように、各世帯の事情を勘案し、医療の公平性にも努めていただきたい。また、国や道の負担率向上に向けて努力されたい。

2、公営住宅事業特別会計、東町団地第2期工事に続いて緑町団地の建てかえ計画が策定予定となり、希望する市民にとって朗報です。滝川市公営住宅ストック総合活用計画に基づき建てかえが計画されるのは当然ですが、空き住宅や風呂なし住宅の解消、高齢者向けの住宅など、現状を鑑み、年次計画の中でより市民のための住環境を整備されるよう求めます。

3、介護保険特別会計、平成27年度からの第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画策定に当たっては大幅な制度改革が見込まれていますが、少なくとも5期の計画を下回ることのないように、また施設入所から居宅介護可能な取り組みを盛り込むよう努力されたい。認知症高齢者などの判断能力の不十分な方に対する成年後見制度支援のための講座を実施するに当たって、応募者のみならず、広く人材を求める努力をされたい。

4、後期高齢者医療特別会計、予防医療の推進を図り、健全運営に努めていただきたい。

5、土地区画整理事業特別会計、道路整備網の基本方針である都市交通マスタープランにのっとり、市民周知を図りながら予定どおりに整備を進められたい。

6、下水道事業会計、合流式下水道区域の分流化工事の促進を一層進められるとともに、管渠や中継ポンプ場の修繕、更新など、施設の老朽化対策も検討されたい。

7、病院事業会計、医師、看護師の確保に引き続き努力されたい。そのためにも、老朽化した一部の医師住宅について民間活力の導入を基本とした改築は画期的であり、ほかにも検討すべきものがないか模索されたい。また、最新の医療機器導入についての市民周知も必要です。患者に対するお茶のサービス等についても検討されたい。

委員長
渡 邊

次に、新政会、渡邊龍之委員。

それでは、新政会を代表いたしまして、平成26年度第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第8号の平成26年度特別会計5件、企業会計2件、関連議案8件の全てを可とする立場で若干の意見を付して討論をいたします。

今年度より消費税の増税が始まり、景気の動向に厳しさがある中においても、困難に立ち向かう姿勢を見せることが重要と思います。景気低迷からの脱却を図るべく、市民と一体となったまちづくりを力強く推進するための予算編成であったと推測いたしますが、しっかりと市民が納得いく予算執行を強く要請するとともに、市民生活の向上と安心のできるまちづくりを要望するところであります。

まず最初に、国民健康保険特別会計では、国民健康保険税の公平に努め、収納率向上に引き続き努力されたい。しかし、増税の影響、また高齢化率の上昇と当会計を取り巻く環境は厳しいものと推測しますが、皆保険制度のもと、軽減世帯に対する現状を十分把握した中での会計運営に努められたい。

公営住宅事業特別会計においては、公営住宅ストック総合活用計画と公営住宅長寿命化計画における工程表どおりの実行をされるように努めていただきたい。

また、既存住宅の営繕については、居住者との意思疎通を図り、また公平性の確保を図る上からも滞納者への徴収業務に一層努力されたい。

介護保険特別会計におきましては、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定については法改正を十分に把握していただき、多岐にわたる項目を網羅すべく計画策定に努められたい。また、社会福祉事業団へ譲渡した施設の運営管理に対しても、指導的役割を整然と取り組むよう努められたい。

後期高齢者医療特別会計におきましては、後期高齢者医療特別会計では現行制度の中での適正執行に努めるとともに、国の制度見直しがあった際には適切な対応と情報の収集に努めていただきたい。

下水道事業会計におきましては、下水道事業の安定運営に向けては、長寿命化を推進すべく管渠の点検、調査等を確実に進めるよう努められたい。また、下水道料金滞納者に対する徴収には一層の努力をされたい。

土地区画整理事業特別会計におきましては、滝川市土地区画整理事業特別会計条例及び滝川市泉町土地区画整理事業施行条例の制定における効果的な運用を図り、スムーズな事業展開に努められたい。

最後に、病院事業会計であります。病院事業の安定経営については地域の医療機関との連携を強化するとともに、医師、看護師の安定的かつ継続的な確保も不可欠であり、職場環境等整備に十分な対応を図っていただきたい。また、電子カルテの導入についても前向きな検討を進めていただきたい。最新医療機器の導入については、市民に対し周知を図られたい。予算執行については、収支計画に基づき適正に行うとともに、安定経営に向けた中長期的なビジョンの構築を図られたい。

以上で新政会の賛成討論といたします。

委員長
副委員長

次に、公明党、堀副委員長。

公明党を代表し、第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第8号の平成26年度特別会計5件、企業会計2件及び全ての関連議案を可とする立場で討論いたします。

政権がかわり、デフレ脱却のための経済成長戦略、アベノミクスの効果が見え始めました。地方への波及はまだですが、大いに期待できると感じます。少子高齢化が急激に進む状況下で、本市の限られた財政の中、学校の耐震化対策、市営住宅建てかえ、市民サービスの充実等の予算編成に努力されたことに感謝申し上げます。以下、若干の意見を付して討論といたします。

1、国民健康保険特別会計、ジェネリックの啓蒙推進に取り組まれていることを評価いたします。今後さらに諸課題に積極的に取り組まれたい。

2、公営住宅事業特別会計、コスト削減の取り組みを評価いたします。また、高齢化が進む状況下で買い物難民、交通の不便さなどの諸課題解消のために、既存の住宅地域にこだわりなく検討されたい。

3、介護保険特別会計、国の方針が示された地域包括ケアに対し、本市の取り組みは重大です。高齢者が安心して住み続けられるよう検討されたい。

4、病院事業会計、地域包括ケアに対する取り組みに努められたい。また、ドクターのスキルアップや医療スタッフの確保に努められたい。

委員長
渡 辺

最後に、渡辺精郎委員。

市民の声連合の渡辺精郎は、第2予算審査特別委員会に付託されました平成26年度特別会計、企業会計等6件を可とし、議案第6号、滝川市土地区画整理事

業特別会計予算と議案第14号、滝川市土地区画整理事業特別会計条例、第20号、滝川市泉町土地区画整理事業施行条例を否とする立場で討論いたします。

まずもって、本予算案作成に当たり努力されました市長を初め理事者並びに関係職員の皆様に対しましてねぎらいたと思います。今まで私は、前田市政の予算、決算には全て賛成してまいりました。今回の予算案件のうちで否とする理由は、該当議案のところで申し上げます。

それでは、可とする案件から討論いたします。それでは、まず病院事業会計がありますが、新しい市立病院が完成し、企業会計としてしっかりかじ取り会計をしていると感じるからであります。新しい病院になり、医師、看護師もそろったわけですから、病床数は314に減じたものの、ぜひ8割の利用率と言わずに9割程度で頑張ってほしいものです。年間患者数、昨年より外来は900人と見込んでいますが、改築前、3Kと言われながら入院患者が11万6,000人から7,000人だったはずであります。明るく快適な新病院で入院患者数の減は、先行きが深刻な事態にならぬように努力していただきたいのであります。病院事業収益は昨年より4.8パーセント近く上回っていることはよろしいのですが、病院経営の基本は患者数の確保、上昇でありますので、その努力をしていただきたく存じます。

次は、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計を一括討論いたします。やっと老人保健特別会計がなくなりました。このようにさまざまな健康保険制度をつくった責任は、政府や国会にあります。しかし、下請で従っているだけではいけないと思います。これからの地方公共団体として、こんなに多くの複雑な健康保険制度では結局事務事業は自治体に課せられ、市役所では多くの職員を配置しなければなりません。民主党政権下で健康保険事業の一元化をと思っていたやさき、またもとの自民政権に戻り、このまましばらく続くのでしょうか、地方自治体の立場からも発信していく必要があります。その中でも、国民全体から批判のある後期高齢者保険会計は、息子などの家族に負担していただいていた老人に今さら自分で納めよということの批判は大きいのであります。特に民間からの市長にとってはこの課題整理に努力されたいことは、市長誕生時から要望していた事柄であります。

次は、公営住宅事業特別会計ですが、公営住宅の建築は次々と新しい団地の建てかえの時期がやってまいりました。しかし、今空き公営住宅数が待機希望する住宅とはすれ違いで、だんだん多くなってきている現状もあります。市としては、これらの方々の要望を整理し、できるだけ空き住宅のないようにしていかなければなりません。東町団地の次に緑町公営住宅の順序がやってまいりました。緑町団地は木造2階建ての新規格で、期待しております。緑町団地の方々は、多くの人たちが緑町にそのまま住み続けたいという希望であり、緑町団地や町内会側の要望も十分に考慮されることを要望いたします。

最後は、さきに反対と述べました議案第6号、滝川市土地区画整理事業特別会計予算と議案第14号、滝川市土地区画整理事業特別会計条例、第20号、滝川市泉町土地区画整理事業施行条例に賛成できない理由を述べたいと思います。特別会計や施行条例をつくらなければならない理由は、質疑の中でも法律に基づいてというわけですが、そもそもこのような事業を遂行することに大義がないと考えます。今は、さきの市長から引き継いで緊縮財政の真ただ中であるはずであります。土地の有効利用とか土地区画整理事業は、はたまた上下

水道事業を行うことになり、とりもおさず人が住み、生活ができる事業を行うなど、まるで経済成長の昭和の時代を想定したかのような空想に近い事業ではないでしょうか。まして、市として宅地造成して販売する事業が失敗して撤退したやさきにこの事業を提案することは、市民には理解できない事案であります。幸町から泉町までの単純な近道道路だけなら、このような巨費を投ずることは必要ないと思います。道路をつくるためには土地区画整理が必要で、そのために特別会計や施行条例をつくらなければならないとは無駄の最たるものとなりませんか。施行条例の中の審議会なるものの設置は、地権者が多く、連絡もとれない人がいても審議会の責任のもとに事業をスムーズに進めるための組織となっていくことは否定できないと思います。一般市道の状況はどうかといえば、住宅街の市道はひび割れ、穴ぼこ、車は波乗り状態の道路もあります。私の身近な道路もひどい状態であります。簡易舗装もどれほどの年月なのか、道路の真ん中から工事のときのくいが露出しています。雪が解けたら市長みずから現場を視察されることをお勧めいたします。確かに業者の論理からすれば大規模舗装道路の工事は効率がよいのですが、市民の側からすれば市道から路地までの補修工事こそ要望が多いのであります。4億円を超すこの予算をぜひ住宅街などの補修工事に回すことを力説し、この案件は否定いたし、以上、市民の声連合の渡辺精郎の反対討論といたします。

委員長

以上で討論を終結いたします。

討論要旨につきましては、整理しまして3月28日までに事務局へ提出してくださいようお願いいたします。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:55

再開 14:00

委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

採決

委員長

それでは、これより反対討論のありました議案につきまして採決を行います。反対討論のありました議案のうち**議案第6号 平成26年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算**について挙手により採決を行います。

本案を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

委員長

挙手多数であります。

よって、本案は可とすべきものと決しました。

次に、反対討論のありました議案のうち**議案第14号 滝川市土地区画整理事業特別会計条例**を挙手により採決いたします。

本案を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

挙手多数であります。

よって、本案は可とすべきものと決しました。

次に、**議案第20号 滝川市泉町土地区画整理事業施行条例**を挙手により採決いたします。

本案を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

挙手多数であります。

よって、本案は可とすべきものと決しました。

次に、残りの

議案第2号 平成26年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 平成26年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第4号 平成26年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第5号 平成26年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第7号 平成26年度滝川市下水道事業会計予算

議案第8号 平成26年度滝川市病院事業会計予算

議案第9号 平成26年度滝川市下水道事業会計資本金の額の減少について

議案第29号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

議案第30号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第32号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第33号 滝川市下水道条例及び滝川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例

議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（西町デイサービスセンター）

の12件を一括採決いたします。

本案をいずれも可とすべきものと決することに異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

委員長

異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも可とすべきものと決しました。

お諮りいたします。委員長報告につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長

そのように決定させていただきます。

以上をもちまして本委員会に付託されました議案の審議は全て終了いたしました。

挨拶

委員長

この場合、市長からの発言の申し出がございますので、これを許したいと思えます。

市長

それでは、第2予算審査特別委員会閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

各委員におかれましては、精力的に審議をいただきまして、まことにありがとうございました。関藤委員長並びに堀副委員長にも心からの敬意を表する次第でございます。ただいま討論等もございましたが、いずれも可と可決していただきましたことにお礼を申し上げる次第でございます。ただいま討論いただきました内容をしっかりと吟味しながら、それらを参考としながらこれからの予算執行に当たってまいる所存でございますので、各委員におかれましても今後ともご指導をよろしくお願い申し上げ、お礼のご挨拶とします。

ありがとうございました。

委員長

3日間にわたりご苦労さまでした。理事者の皆さん、また委員の皆さん、ふなれな議事進行でございましたけれども、3日間無事に終了させていただくことができました。まことにありがとうございました。ご苦労さまでした。

以上をもちまして第2予算審査特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 14 : 05